

(様式1)

4精教学電第104号

令和5年1月20日

文部科学大臣 殿

精華町長

杉浦 正省 ㊟

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

精華町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度～令和2年度（1年間）

（担当）

精華町教育委員会学校教育課

住所：京都府相楽郡精華町

大字南稻八妻小字北尻70番地

電話：0774-95-1906

(様式2)

3. 事後評価の実施

令和5年1月20日

(1) 実施時期

令和4年8月2日

(2) 評価の方法

町監査委員による令和3年度一般会計決算審査において、指定様式により提出した資料により評価を実施した。

4. 総合的な所見

- ・施設整備計画の目標は達成できた。
山田荘小学校中校舎及び精北小学校南校舎のトイレ等の全面改修を行い、段差解消、床の乾式化や便器の洋式化が実施でき、教育環境の質的な向上が図れた。
- ・施設整備計画の目標は、達成できた。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

山田荘小学校中校舎及び精北小学校南校舎のトイレ全面改修工事を実施し、段差解消、床の乾式化及び便器の洋便器化を実施し、快適な学校生活の提供に資するものとなった。

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)			
山田荘小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R3.6-R3.10	R3.10.15		
精北小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R3.6-R3.10	R3.10.15		